

宮崎港振興協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、宮崎港振興協会（以下、「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、貨物の集荷促進、航路の開拓・充実等、宮崎港の利用促進を図り、地域経済の活性化を通じた本市経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾に関する事項の調査研究及び資料の収集、PR活動に関すること。
- (2) 利用促進に関すること。
- (3) 客船の誘致及び受け入れ体制に関すること。
- (4) 関係諸機関への陳情・要望等に関すること。
- (5) 港湾整備の促進及び貿易振興に関すること。
- (6) 前各号のほか協会の目的を達成するため必要な事項。

第2章 会員及び役員

(会員)

第4条 協会は、宮崎港に関係のある各種団体及び関係事業者その他協会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

2 協会の会員になろうとするものは入会届を、退会しようとするものは退会届を会長に提出し、副会長及び理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第5条 会員は、事業を達成する基金として毎年12,000円の会費を年度当初に納めなければならない。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理 事 10名以内
- (4) 監 事 2名

2 会長は、宮崎市長とし、他の役員は会長が指名により選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、協会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の補充のため選任された者は、前任者の仕事を継承する。

3 役員は、任期終了後においても、後任者の就任までの間は、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第9条 役員は無報酬とする。

(顧問)

第10条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が指名により選任する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

第3章 総会及び理事会

(総会)

第11条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は年1回開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、会長が招集し、その議長となる。

4 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状をもって出席したものとみなす）により成立し、出席者の過半数をもって決する。可決同数のときは、議長がこれを決する。

(総会の議決)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の変更に関すること。

(4) この会の運営に関すること。

(5) その他会長において必要と認めた事項。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたときは招集する。

(理事会の議決)

第14条 理事会は、この会則に規定するもののほか次の事項を審議決定する。ただし、会長が緊急と認める事項については、理事会の議決をもって、総会の議決に代えることができる。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 総会の委任事項。
- (3) 会員の入会及び退会の承認。
- (4) 会務の執行に関すること。
- (5) その他、会長が必要と認めた事項。

第4章 会計、その他

(事務局及び職員)

第15条 協会の事務局は、宮崎市役所都市戦略課内に置く。

- 2 事務局に事務局長およびその他の職員を置き、会長が指名する。

(経費)

第16条 協会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計帳簿)

第17条 協会には、金銭出納簿、その他必要な帳簿を備えなければならない。

- 2 協会が行う事業に関連する出入金の管理は、団体運営費の銀行口座とは別の口座で管理しなければならない。

(会計監査)

第18条 会長は、毎会計年度終了とともに、総会までに監事に必要な帳簿を提出して、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、監査報告書を作成して、総会に提出しなければならない。

(事業年度)

第19条 協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、協会の組織及び運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成25年8月6日から施行する。
- 2 協会の当初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり平成26年3月31日に終わるものとする。
- 3 協会の設立当初の役員任期は、第8条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり平

成27年3月31日に終わるものとする。

4 協会の設立年度の通常総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。

5 会員は、令和3年度の会費に限り第5条の規定の額の2分の1の額を納めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。